

令和3年8月13日発行 鹿島区地域協議会 書面報告に関する意見書・質問書（回答）

【資料1】小高区の用途地域の見直し（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

ページ	意見・質問内容	回答
5	見直しする地区は、学校施設が多い場所と考えられるが、準工業地域に変更することにより、将来騒音問題や交通問題が発生するのではと危惧します。	<p>騒音については、都市計画法で定める用途地域内に特定施設を設置している工場や事業場は、騒音規制法の規制を受けます。また、用途地域内及び用途地域外に指定施設を設置している工場や事業場は、福島県生活環境の保全等に関する条例の規制を受けます。なお、法律及び県条例ともに学校等の周囲おおむね50m以内の地域ではより厳しい基準が定められておりますので、問題ないと考えます。</p> <p>また、当該都市計画道路の整備については、小高商業高校跡地の土地利用や沿線の土地利用状況及び交通需要を考慮し、整備時期について検討してまいります。</p>
5	見直し地区（関場二丁目）に所在する（株）三尾製作所はどのような会社なのですか？	<p>（株）三尾製作所は、本社を東京都大田区に置く企業であり、主な製品は建設機械や重機などの用途に向けた油圧シリンダとなっております。</p> <p>小高区には、昭和44年に福島工場を設立、半世紀にわたる事業を通じ、地元人材の雇用や育成を積極的に行っており、現在は約40名の従業員で操業しています。</p> <p>震災後は原発事故による影響で一時的に非難を余儀なくされましたが、平成26年3月には小高区での事業再開を果たし、地域の雇用確保に貢献している会社です。</p>